

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

C

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法	2年・3年・ <u>修了生</u>		

第1 Aに対する捜査についてどのような対応をするべきか

1 PがAの腕をとって「派出所まで来てもらう」と告げてパトカーの後部座席に乗せた行為(以下、「行為①」という。)

11) 検察官が対応を検討する上で、まずはPの行為が適法であるかどうかを検討する。

→ 解説参照

まず、行為①は、強制処分法定主義を定める刑事訴訟法(以下、法名省略)197条1項ただし書に反しないか。

同項の「強制の処分」とは、個人の意思を制圧し、憲法の保障する重要な法的利益を実質的に侵害する行為をいう。

PがAの腕をとったことについては身体的自由を、そしてパトカーの後部座席に乗せたことについては移動の自由、~~また~~^{つまり}ただちにこの現場から立ち去る自由を、Aは侵害されているといえる。しかし、行為①の際にAがどのような意思を有していたか不明であり、Aの意思が制圧されていたかどうか判断できない。→ 決定しづらい。

よって、行為①が197条1項ただし書の「強制の処分」に該当しない可能性がある。

(2) そうであるとしても、任意捜査として適法であったといえるか。

197条1項本文の「目的を達するため必要」であるかどうかは、比例原則に基づき、必要性、緊急性、及び、具体状況の下で相当とされる程度かどうかで判断すべきである。

本件では、Pは殴り合いの喧嘩があり、たての連絡を受け、現場では実際に額から血を流して座り込んでいたBを発見している。

Bは血を流し生理的機能が害されていたといえ、刑法204条の傷害罪という重大な犯罪の有無について、Pは司法警察活動

として調査の必要性があったといえる。また、現場にはA、Bの周囲に10数人がいた。このように他人が多数いる状況では

Pも、A、Bも、落ち着いて質問ができる状況ではなかったと

1 ページ

裏面へ

	いえる。現状ではパトカーが1台しかなく、手当てが必要なBを手当てできる場所へ移す前提として、★ 重要な参考人であるAが逃亡したり証拠隠滅したりすることを防ぐためにも、パトカーに乗せる必要があり、緊急性もあったといえる。また、このような 5 状況下において、PがAの腕をとり、パトカーに乗せた行為も、Aの反抗意思は認められない以上、相当であるといえる。 したがって、行為①は任意捜査としても適法である。 2 Pが、「午後9時40分、暴行罪で現逮や、手錠かけ」と告げ、Aの右手に手錠をかけ、その手錠の片方を座席のヘッドレストにつないだ行為（以下、「行為②」という。） 10 11) 現行犯逮捕の適法性 Pは、現場におけるAとBに対する職務質問から、BがAの殴打によって転倒し、路面に頭を打ち付けてけがをしたことが判明している。無線連絡が午後9時30分ころで、行為②は 15 午後9時40分と、10分程度しかたっていないことから、Aは「現に罪を行い終った者」（212条1項）といえる。しかし、★ P自身はAの犯行を現認していないことから、Pは213条の現行犯逮捕をすることができるか。 そもそも、逮捕は被逮捕者の自由を著しく制約することから、 20 憲法33条の令状主義及び199条1項に基づき、逮捕状がなければ行うことはできない。213条の現行犯逮捕はこの例外であることから、厳格に適用しなければならない。^{そのため}そこで、現行犯逮捕ができるのは、犯行を現認した者のみであると考え。 25 Pは、Aの犯行を現認しておらず、Pによる現行犯逮捕は違法である。 (2) 緊急逮捕の検討（210条） Aには傷害罪（刑法204条）が成立する可能性があり、「長期三年以上の懲役……にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由」がある。Aの逃亡を防ぐ「急速を要する」といえる。また、 30
--	--

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法	2年・3年・ <u>修了生</u>		

解説参照

解説参照

- 前記状況からすると、「裁判官の逮捕状を求めることができないとき」であったといえる。 → 違法に逮捕
- しかし、Pは「理由を告げ」なければならないところ、「暴行罪」と述べている。 ~~しかし~~ 「傷害罪」ではない点で緊急逮捕の要件を
- 5 充足していないか問題となる。とはいえ、暴行行為は傷害という結果発生的前提となろう上、A自身もBの出血については認識できたといえる。暴行と傷害と間違えて理由を告げたことの違法性も小さく、210条第1項前段の「理由を告げ」とも考えるべきである。
- 10 したがって、行為②は緊急逮捕として違法である。の210条前段の要件は充足する。そうであれば、Aに手錠を
- 3 Aの投げた金属ケースを植え込みで探した行為 → 違法
- 15 Aはアルミケースをバトカーの窓から投げ、所有権を放棄したといえる。そのため、これを探してきたPの行為は領置(~~117条~~)として違法である。 (221条)
- 4 検察官の対応 手放
- 20 Pは現行犯逮捕書を作成しているが、現行犯逮捕は違法である。しかし、Pの行為は緊急逮捕としては違法となる可能性 がある。そこで、検察官は、210条1項中段の「逮捕状」を求める手続を必要がある。
- 仮に、暴行の理由の点で違法である場合、同項後段に基づき、Aを釈放しなければならない。
- 25 第2 勾留請求するべきか否か
- 検察官は、Aの勾留請求 を 行うべきである。なぜなら、Aは暴行及び 覚せい剤所持 という「罪を犯したと疑うに足りる

3 ページ

裏面へ

相当な理由」があるといえる(60条^{1項}特書)。また、賞~~せ~~刑という
証拠隠滅をしやすい物の犯罪の性質上、同条1項2号
にあたるといえるからである。

以上

5

10

15

20

25

30

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

- ・ 1 頁 6 行目

強制処分法定主義から論じる意図はなぜでしょうか。後部座席に乗せた行為が「実質逮捕」に当たるとすれば、強制処分法定主義ではなく、令状主義に反することになると思います（現行犯逮捕等の論点が別途出てくる可能性はあります。）。なお、他の強制処分と考えていたのであれば、答案上、考えが伝わらないと思います。

- ・ 1 頁 8 行目

「強制の処分」の意義に問題はないです。趣旨から導けるととても良いです。

- ・ 1 頁 12 行～14 行目「しかし、～できない。」

A がどのような意思を有していたかを客観的事実等から認定しましょう。

- ・ 1 頁 15 行目

「該当しない可能性がある」との結論はダメです。「強制の処分」に当たるか否か結論を出してください。

- ・ 1 頁 17 行～20 行目

職務質問から捜査活動へ移行していく場面なので、任意捜査と考えることも可能です。ただ、個人的には、職務質問に付随する行為（任意同行（警職法 2 条 2 項）、有形力の行使）と考えますし、出題の趣旨もそう考えています。

- ・ 1 頁 23 行～25 行目「B は～あったといえる。」

行為は、「腕をとって～後部座席に乗せた行為」と特定しています。そして、任意捜査の必要性は、特定された行為の必要性です。しかし、答案では、「司法警察活動として調べる必要性」と抽象的な内容となっており、ずれがあります。

・ 2 頁 4 ～ 6 行目「また、～いえる。」

相当性の判断で、Aの反抗意思を判断要素としているのは良いと思います。反抗意思の前に、行為自体の強弱や程度を指摘するとより良いです。

なお、任意捜査等の適法性における相当性の判断は、捜査の必要性・緊急性を前提とするものです。捜査の必要性の程度によって、許される行為の程度（相当性）が変わり得るということです。必要性（・緊急性）、相当性が並列の要件として機能しているわけではありません。

・ 2 頁 1 4 行～ 1 6 行目「無線連絡が～といえる。」

「現に罪を行い終った者」の文言解釈をしていません。文言解釈の結果、犯人性の明白性、犯行と逮捕との時間的近接性という要件が導き出されます。ですので、文言解釈をせずにそれらを検討したのでは不十分です。

また、答案上では、無線連絡と逮捕行為との時間的近接性を検討したにすぎません（無線連絡と暴行行為がほぼ同時であるとは思いますが、答案上その指摘が必要です。）。

・ 2 頁 2 2 行～ 2 4 行「そのため、～考える。」

明白性の判断事情は、逮捕者が現認した事情に限られるという説はありますが、逮捕者は現認した者に限られるとの見解は、余りないように思えます。

・ 2 頁 2 6 行目「（２）緊急逮捕の検討」

逮捕被疑事実は暴行罪ですので、あえて傷害罪の可能性を考えて緊急逮捕を検討する必要があるか、答案政策上疑問です。それよりも準現行犯逮捕を検討する必要があります。

- ・ 3 頁 3 行～ 4 行目「しかし、～述べている。」

確かに、傷害罪を被疑事実と考えて、理由を告げていない違法があると考えられることも可能であると思いますが、やはり、実際に暴行罪と告げているのであれば、暴行罪を被疑事実と考えるのが自然だと思います。

- ・ 3 頁 1 6 行～ 1 7 行目「そのため、～である。」

ケースを探す行為とケースを押収する行為は別物です。答案上、「探してきた…行為」と記載されていますが、これでは搜索か押収か不明確です。領置と考えているのであれば、問題文中不明確ですが、押収した行為と正確に記載することが重要だと思います。なお、捜査機関による領置は、刑訴法 2 2 1 条が根拠条文となります。

- ・ 3 頁 2 0 行～ 2 2 行目「しかし、～必要がある。」

緊急逮捕は、3 頁 1 0 行目で要件充足を認めており、適法が前提なのではないのですか。それにもかかわらず、「可能性がある」と主張がぶれているのが気になります。また、逮捕後かつ引致後の検察官が、逮捕状を求める手続をするのは違和感を覚えます。

- ・ 3 頁 2 3 行～ 2 4 行目

「同項後段」は、「逮捕状が発せられないとき」だと思いますが、答案上、「暴行の理由の点で違法となる場合」には、「逮捕状が発せられないとき」には当たらないと思います。

- ・ 3 頁「第 2 勾留すべきか否か」について

覚せい剤所持の被疑事実についての逮捕を検討していません。逮捕前置主義が前提ですので、覚せい剤所持についても検討しましょう。

また、6 0 条 1 項 2 号の文言の指摘が欲しいです。答案上、暴行罪の逮捕を前提

とした勾留になるので、暴行罪に関する証拠の隠滅を検討する必要があります。そのため、覚せい剤の証拠は、暴行罪とどのような関連性を有するかという点の検討が必要となってきます。

なお、覚せい剤所持の被疑事実において、既に覚せい剤が差し押さえられている場合には、どのような証拠隠滅が想定されるか、考えてみると難しいと思います。

- ・全体を通して

文字がきれいで読みやすいです。

全体的に結論があいまいとなるのが気になります。結論はいずれでもよいので、適法違法の結論をはっきりと出しましょう。

採点者

71期（2016年度卒業） 今泉 徹

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

C

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法 刑罰論	2年・3年・修了生		

第1 暴行罪についてAを現行犯に逮捕したPの行為の適法性

案文の注釈が
指示

1 逮捕前置録(その条1項を参照)の存在は逮捕と勾留
の区別の段階において司法官を介して、人権保障の要否性を担保
力点にある。

5 そのため、勾留に前置した逮捕は適法であることの要否を解
る。

→ 解説参照

よて、新法において、暴行罪についてのAの逮捕は適法である。判例所
に於いてAの逮捕が適法であるが、検察官はAに対し勾留請求をす
てい。よて、暴行罪についてのAの逮捕の適法性について検討す
る。

(1) 刑法第227条Aの暴行罪(警察官職務執行法第2条2項)に於いて

刑法第227条Aの暴行罪に於いて、検察官はAに対し勾留請求をす
てい。よて、暴行罪についてのAの逮捕の適法性について検討す
る。

この点について、暴行罪に於いては、被疑者の意思を押し付け、
強制的に拘束し、又は拘束を維持する行為に於いては、検察官はA
に対し勾留請求をす

新法では、Aの腹を叩く行為は、暴行罪に該当するが、Aは
嫌がらせ行為を繰り返している。よて、Aの意思を押し付け、
強制的に拘束し、又は拘束を維持する行為に於いては、検察官はA
に対し勾留請求をす

よて、暴行罪に於いては、被疑者の意思を押し付け、
強制的に拘束し、又は拘束を維持する行為に於いては、検察官はA
に対し勾留請求をす

この点について、暴行罪に於いては、被疑者の意思を押し付け、
強制的に拘束し、又は拘束を維持する行為に於いては、検察官はA
に対し勾留請求をす

新法では、Aの腹を叩く行為は、暴行罪に該当するが、Aは
嫌がらせ行為を繰り返している。よて、Aの意思を押し付け、
強制的に拘束し、又は拘束を維持する行為に於いては、検察官はA
に対し勾留請求をす

よて、暴行罪に於いては、被疑者の意思を押し付け、
強制的に拘束し、又は拘束を維持する行為に於いては、検察官はA
に対し勾留請求をす

よて、暴行罪に於いては、被疑者の意思を押し付け、
強制的に拘束し、又は拘束を維持する行為に於いては、検察官はA
に対し勾留請求をす

1 ページ

裏面へ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
子 刑 事 法 利 害 刑 事 法	2年修了生		

評価(ABCD)

本件入、にをみと、経路の極みは、ハトカーの窓から侵入物を
を投げて隠滅力にこの可能範囲でいふ。

らて逮捕の場所にある。

そして「必要か否か」とは捜査手続の必要か否かを意味するが、

新法はAが投げる金庫製のフラスコについて確認のためは投げる
必要はないといふ。 補遺予定との関連性

らて「必要か否か」といふ

(否)にの上記は通過する。

(2) 前記判例についてAと逮捕(その)の行為は前記

前記判例の是非を論議する。 AのL

新法にいて、Pは午後11時30分ころ前記判例の件について
現行法を適用して作成した少くしての明証は、現行法を適用して
(ないといふ)。

そして、Pが前記判例を適用(その)の明証の適用が
認められ、Bは前記判例を適用して閉鎖。新法を適用して
確認している。現行法と明証はありといふ。

らて上記判例は通過する。

3 以上より、Aは、暴行と盗心、前記判例にいて勾留手続はあり
後者は

以上

3 ページ

裏面へ

・ 1 頁 2 行目

法典名は、最初は摘示すべきだと思います。(例：刑事訴訟法 (以下、省略))

・ 1 頁 5 行～ 6 行目

試験的には、問題ないと思います。もっとも、逮捕前置主義の趣旨を、「それぞれの段階において司法審査をすることで、人権保障の実効性を担保する点にある」とした場合、勾留に前置される逮捕が適法でなければならないことが直ちに導かれるか疑問であるとされる点に注意しておいてください (LQ 8 6 頁参照)。

・ 1 頁 1 6 行～ 1 7 行目

「実質的逮捕に当たるかは、被質問者の意思を制圧し得る状況が存在したかどうかによって判断すべき」との規範であれば、客観的状況をメインに検討することになると思います。答案上、A が嫌がるそぶり等を見せていない点を指摘していますが、それよりも P の行為がどのようなものか、A がどういう状況に置かれていたかといった点を指摘すべきだと思います。

・ 1 頁 2 0 行～ 2 1 行目

判例 (最判昭和 5 3 . 6 . 2 0) を参考にした規範を用いるとより良い答案となると思います。判例は、必要かつ相当な行為であれば適法であると述べているわけではないので、是非ご確認ください。

また、任意同行 (警職法 2 条 2 項) を摘示している点が良いです。条文に即して、「交通の妨害」となるかといった点を検討出来れば、より良いものとなると思います。

・ 1 頁 2 5 行～ 2 6 行目

なぜ相当といえるか根拠が不明です。行為の強弱などの評価が必要となります。

・ 2 頁 6 行～ 7 行目

「現行犯」の文言解釈において、現行性と明白性の要件が導かれることを答案上示せるとより良いと思います。

・ 2 頁 8 行～ 1 0 行目「本件に～いない。」

犯行と逮捕の時間的接着性が求められるところ、答案上、P が A を発見した時点と P が A を逮捕した時点との接着性を検討しているにすぎません。犯行時点を無線内容等から認定することが必要だと思います。

・ 2 頁 1 3 行～ 1 5 行目「そして、～いえる。」

明白性の判断の基礎となる事情は、逮捕者が現認した事情に限られるとの説が一般的です。それ以外の事情も判断の基礎となると考える場合には、その理由を述べると良いと思います。

・ 2 頁「(1) P が～適法性」

道路の植え込みの搜索なので、権利侵害を想定できないと思います。そのため、ここで問題となるのは、金属ケースを押収した行為だと思います。今回は、押収行為を問題にしていると解釈して採点しました。

また、逮捕に伴う搜索差押えの論点について、緊急処分説に立っているものと思います。そして、当てはめでは、逮捕地点のパトカー内と路傍の植え込みについて場所的同一性を認めています。しかし、緊急処分説は、逮捕をしても証拠物の隠滅破壊が可能であるような空間的範囲内に証拠物がある場合に限り、逮捕に伴う差押えを認めるという説です。すなわち、緊急処分説は、合理性説よりも空間的範囲を狭く解するものです。個人的には、場所的同一性が認められるのは、手の届くくら

いの範囲に限られると考えています。答案の記載からすると、緊急処分説の理解が不足しているように感じますので、注意してください。

最後に、逮捕被疑事実は、暴行罪となっています。差し押さえる物は、被疑事実との関連性を有することが求められるところ、金属ケースが暴行罪とどのような関連性を有するかという点を検討する必要があります。難しい問題ですが、時間があれば考えてみてください。

・ 3 頁「(2) 覚せい剤～適法性」

逮捕時点を特定してほしいところです。

逮捕時点を午後 11 時 30 分とすると、覚せい剤の発見から逮捕時点は約 2 時間の間がありますので、時間的近接性が当然認められるかは疑問です。

・ 全体として

文字が読みづらい部分があります。

論点の触れ方や論じ方は、一応の形になっていると思います。問題となる文言→趣旨→文言解釈→あてはめという流れをより意識すると、一層良い答案となると思います。

知識の正確性は、繰り返し勉強することで補えます。2 年生で答案を書くことは辛い部分もあると思いますが、継続すれば十分合格水準に届くと思うので、不安にならず、引き続きがんばってください。

採点者

71 期（2016 年度卒業） 今泉徹

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法	2年3年・修了生		

評価(ABCD)

B

1 刑「前三条の規定に「勾留の請求」(207条原本文)とあり、公平中立な第三者的立場にいる裁判官が、逮捕勾留の請求の前に2重に審査が必要と規定されている。
→ 主語不明

5 また、逮捕に違法があれば「留置の必要」がない(203条～205条)といふ解釈とし、逮捕に準拠する認められなければならないのは、勾留の段階で抗告が認められている(429条1項2号)からである。

10 よって、勾留には違法な逮捕の前置されていることが要求される。とすると、検察官としては、Aに対し勾留請求をなす心算が否かの判断をなすにあたり、その前段階の逮捕について、その違法性を検討する~~必要~~を要する。以下、P.Q.Rの捜査(逮捕)に違法性がないか検討する。
流石な

15 (1) PがAの腕を握り「派出所まで来てもらうよ」と告げて110に1-の後部座席に乗せ、車内において

20 P、Q等は110の車内中、無線で連絡をとり、現場に急行し、Aと顔の血を流して座り、Bを築見した~~とき~~^{とき}「周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯した」と「疑わしき限り相当な理由がある者」として、A・Bに対して職務質問を開始した(警職法2条1項)。

25 この、周囲に10数人の集まり、路上で質問をなすことと判断し、110に電話し、これは、上記職務質問をなすことが、一歩先の被害に及ぼす恐れがある場合、~~違法~~。

ページ

裏面へ

附近の派出所に同行するとしておとり行為を
執る2とみて起す(同法2条2項)。この場合、
行政警察活動であり、~~重大な権利~~
利益の制約を伴うような強制にわたるない
限度内で行われるべきものである。

イ 次に、PはAの腕を握ったものの、この程度
では強制の属する同行とみて起す。実際に、Pは
Pの「派出所まで連れて来ようよ」と告げた際、
Aは「何だ、いい事情なんだ、休意同行して
直帰してやるから」といふ。

(2) Pが、午後9時40分、暴行罪で現逮せ、
手錠をかけると告げ、Aの右手に手錠をかけ
た行為2について、

ア 次に、AB間で暴行事件の発生したから、
△逮捕の理由と必要性はある。そして、現行犯
逮捕の無条件で許されるのは、逮捕時の状況から
人罪と犯人の明白性について逮捕者の判断に客観
性の保障されているからである。上記取調べ
質問におき、AとBを暴行したと判明したから、
「現行犯を捕らえたい」と(21条1項)と
いって現行犯逮捕をしようとしたものと思われる。

イ 次に、Pの行為2にわたるはAの腕を握
から出した全身体格の拘束を執ったからである
ので、別件逮捕であるのとは異なる。

そして、上記Pの

イ 次に、本問では、Pが行為2の時点で、
~~暴行事実の要否及び~~「おとり行為に誘引されて起す
点」と告げたという事情がある(203条1項、
216条)。

とすると、Pは刑事訴訟法~~216条~~に罰せられる

「おとり行為」
この5分は罰及しない

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

手続を踏んでいないため、違法である。

1. さらに、Pは翌10月1日午前9時にAに対し、
 覚せい剤所持の事実および逮捕した旨を
 告げたが、10月30日午後11時30分23、Aに
 対し、覚せい剤所持の事実について~~覚せい剤~~
 現行犯に逮捕手続書を作成したところ
 あり、Pとしては、行為の2の時点で、覚せい
 剤所持の現行犯に~~現行犯~~逮捕をしようと思わされ、
 とあり、^{31時45分}「~~現行犯~~被告人を隠匿するに必要あり
 故」といふが、「犯罪事実の隠蔽」がある
 告げているので、Aの防御の観点から
 重大な違法であると認められること。

2. 以上のとおり、勾留の前提となる逮捕に違法が
 ありと判断した検察官としては、勾留請求をなす
 べきではない（「留置の必要」がないとして）
 直ちにAを釈放するべきである（205条1項）。

以上

3 ページ

裏面へ

- ・ 1 頁 1 行～ 4 行目

主語がありません。おそらく勾留制度や逮捕前置主義の説明だと思いますが、主語がなくわかりにくい文章となっています。

- ・ 1 頁 5 行～ 8 行目

逮捕に違法があれば、「留置の必要」がないといえるかは疑問です。

- ・ 1 頁 9 行～ 1 4 行目

逮捕の適法性を検討する上で、逮捕の違法と勾留の関係性を論じるという流れがとてもよいです。なお、判例の立場は、逮捕の違法が勾留の違法となるのは、逮捕に重大な違法が存する場合に限られるものと思います。

- ・ 1 頁 2 0 行～ 2 3 行目「そして、～ 2 条 1 項。）」

職務質問について、不審事由から検討しているところはよいです。ただ、条文の文言を書いているのみで、当てはめがないので気を付けましょう。

1 頁 2 4 行以下の部分については、当てはめがされているので、少し残念です。

- ・ 2 頁 6 行～ 1 0 行目

腕を取っただけで強制的な同行とはいえないのはなぜでしょうか。そこを評価する必要があります。

また、行政警察活動は、強制にわたらない限度内であっても、相手の権利を害するおそれがあるから、必要性、緊急性、害される個人の法益と保護される公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況において相当と認められる限度においてのみ、許容されると解されます。この点の検討が落ちているので、次回から検討落ちに気をつけてください。

- ・ 2 頁 1 4 行～ 1 5 行目「たしかに、～ある。」

「暴行事件が発生した」から、逮捕の必要性があると認定した過程が不明です。また、それ以下において、現行犯逮捕について検討しているのに、逮捕の理由があると認定している点も違和感を覚えます。

- ・ 2 頁 1 5 行～ 2 1 行目「そして、～思われる。」

「現に罪を行い終った者」の文言解釈がなされていません。現行犯逮捕が無令状で許される趣旨は述べられているので、規範につなげられるとよかったと思います。

- ・ 2 頁 2 6 行～ 2 9 行目

弁護人選任権の告知は、弁解録取時点で要求されます。逮捕時点ではありません。

- ・ 3 頁「ウ」段落について

暴行と覚せい剤所持の被疑事実を分けて検討した点は良いです。また、行為 2 の時点で覚せい剤所持の現行犯逮捕をしたと認定する考え方もあり得ます。

ただ、行為 2 の時点で現行犯逮捕とした場合、未だ覚せい剤の存在に気づかない時点において、覚せい剤所持の被疑事実で逮捕したこととなります。すなわち、逮捕時点において、逮捕の理由が認められないのではないかと思います。そうすると、覚せい剤所持の現行犯逮捕は、実体的にも違法であるものと考えられます。逮捕時点における証拠関係が検討できていれば、より良い答案になったと思います。

- ・ 4 頁 1 3 行以下

「留置の必要」がないといえるかは不明ですが、A を釈明すべきとの結論は良いです。緊急逮捕まで検討できていると、さらに良かったです。

・全体を通して

文字は、きれいとはいえませんが、読みやすく書かれています。検察官の対応という問いに対し、逮捕前置主義等からPによる逮捕行為の違法性を検討し始めた点が、優れています。

検察官の立場だったからか、「留置の必要」というワードをよく引っ張っていましたが、実務では、検察官も刑訴法60条の要件を検討しています。そして、司法試験的にも、裁判官の立場から勾留の理由や必要性について検討を加えた方が、点が伸びると思われます。

2年生の段階では、答案を書くことが辛い部分もあるかもしれませんが、勉強を続けていれば、必ず合格答案を書けます。この結果に不安にならず、引き続きがんばってください。

採点者

71期（2016年卒業） 今泉徹